

衆議院法務委員会ニュース

平成 28.12.2 第 192 回国会第 12 号

12月2日(金)、第12回の委員会が開かれました。

1 民法の一部を改正する法律案(内閣提出、第189回国会閣法第63号)

民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出、第189回国会閣法第64号)

・金田法務大臣、盛山法務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行いました。

(質疑者及び主な質疑内容)

宮路拓馬君(自民)

- ・11月22日の参考人質疑において、加藤参考人が問題があるとして触れた本法案第415条第1項の債務不履行における損害賠償について、その改正内容を伺いたい。
- ・本法案で将来債権の譲渡が可能であることを明文化した意義及び将来債権の譲渡がどのような分野で活用されているのかについて、伺いたい。
- ・債権法は、制定以来約120年間大きな改正がなされていないことから社会に定着しており、本法案成立後の改正内容の周知が重要であると考えますが、これについて法務省としてどのように取り組んでいくのか、法務大臣の決意を伺いたい。
- ・本法案において定型約款に関する規定が新設されるが、消費者を守るための規定の創設であるのか、あるいは、あくまで私法の一般法としての民法の規定の整備であるのか、その趣旨について、法務省及び法務大臣に伺いたい。
- ・中小企業に対する資金の融資の際、その経営者の配偶者が保証人となっている実態があるのか、中小企業庁に伺いたい。
- ・「経営者保証に関するガイドライン」(平成25年12月経営者保証に関するガイドライン研究会)において、対象債権者における対応方針として前経営者との保証契約の解除については明記されているにもかかわらず、経営者の配偶者については、離婚等によりその関係を解消した場合の保証契約の解除に関する対応が明記されていない理由を金融庁に伺いたい。

逢坂誠二君(民進)

- ・個人による事業用融資の第三者保証の問題点について、法務省に伺いたい。
- ・立法事実がどれくらいあるのか確認する必要があると思うが、法務省として、第三者保証の対象となる人についての推計や累計などを行っていないのか、伺いたい。
- ・保証人になろうとする者の中には法律に詳しくない者も多いと思うが、保証意思を確認する公正証書の作成について、代理嘱託は認められているのか、また、金融機関などの同行者の説明を基に公正証書を作成することは認められるのか、伺いたい。
- ・本法案の手立てによっても、情義による保証、保証能力の確認の方法、一人で複数保証をする場合及び相互に保証し合う場合については、効果が少なく、また、閣法として立法するに当たっての立法事実の具体的な把握が乏しいと感じるが、法務大臣の見解を伺いたい。

井出庸生君(民進)

- ・本法案において、「取引上の社会通念に照らして」という表現が9か所出てくるが、本法案にこの表現を盛り込んだ意図について、伺いたい。

山尾志桜里君(民進)

- ・主たる債務者の配偶者が個人保証の制限の例外とされることについて、法制審議会での議論の中で、例外とすることの懸念や反対を表明している委員が多くおり、そうした意見を強く受け止める必要があるのではないかと思うが、法務省の見解を伺いたい。
- ・法務省は、法制審議会での議論の中で、主たる債務者の配偶者を個人保証の制限の例外とする理由の一つとして、夫婦は、民法第752条の同居、協力及び扶助の義務や、同法第768条の離婚の場合の財産分与などの規定により、法律上その経済的つながりが強いことが予定されていることを挙げていたが、法務省としてこの理由付けを現在も維持しているのか、伺いたい。
- ・事業用融資の個人保証に関して、配偶者が保証人となっている割合を法務省として調査していないとのことであるが、立法事実を把握するために必要なものであり、本法案を通す前にこの調査を行う必要があると思うが、法務省の見解を伺いたい。
- ・公証人による保証意思の確認手続の適用対象から主たる債務者の配偶者が除外されている理由の一つに公証人の

地域偏在の問題があると認識しているのか、認識しているのならそれをどのように解決すべきか、法務省の見解を伺いたい。

藤野保史君（共産）

- ・不法行為による損害賠償請求権の20年の期間制限について、判例の除斥期間であるとの解釈を変更して消滅時効とした改正には、被害被害者等の苦労が背景にあると思うが、そういうことも含めての改正であるとの認識でよいか、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・本法案第724条の2の人の生命又は身体を害する不法行為による損害賠償請求権の消滅時効の規定の新設の趣旨について、また、PTSDのような精神的な機能障害を受けた場合にも同条が適用されるのか、法務省の見解を伺いたい。
- ・同条の消滅時効における期間制限について、法制審議会の議論では、「不法行為の時から30年間行使しないとき」という案があったようだが、議論の結果、20年となった理由について、伺いたい。

木下智彦君（維新）

- ・産業競争力強化法の成立や経営承継円滑化法の改正など、政府は、創業促進・事業承継円滑化等による新陳代謝促進を行い、日本経済のファンダメンタルズを強くしようとしているが、そのために、事業用融資における個人保証に関し、経済産業省、中でも中小企業庁として今何をしようとしているのか、伺いたい。
- ・平成28年度経済産業政策の重点に、経営者保証に関するガイドラインの周知・普及により、個人保証に依存してきた融資慣行を改善し、中小企業・小規模事業者の思い切った事業展開や早期の事業再生等を促進する旨の記載があるが、同ガイドラインは、政府の方針に則って進められているという理解でよいか、伺いたい。
- ・個人保証に依存してきた融資慣行を改善するという政府の方針と事業用融資における個人保証を禁止していない本法案とは整合性がないように思われ、民法であっても政府の方針を色濃く反映させるべきと考えるが、法務大臣の見解を伺いたい。